

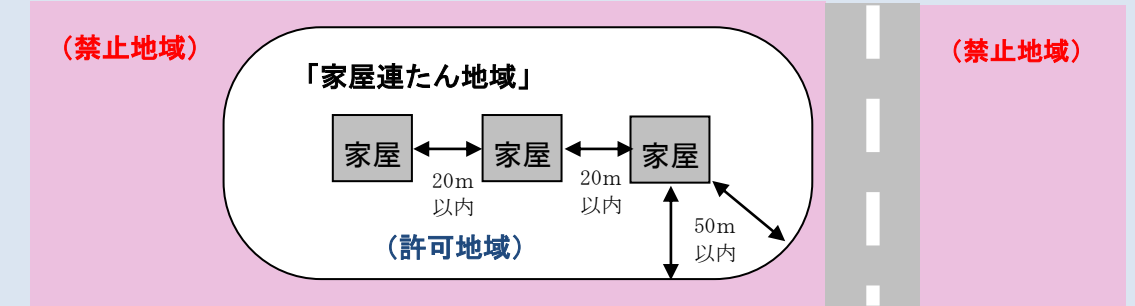
福井県屋外広告物条例・施行規則等の一部改正 概要

現行制度の概要

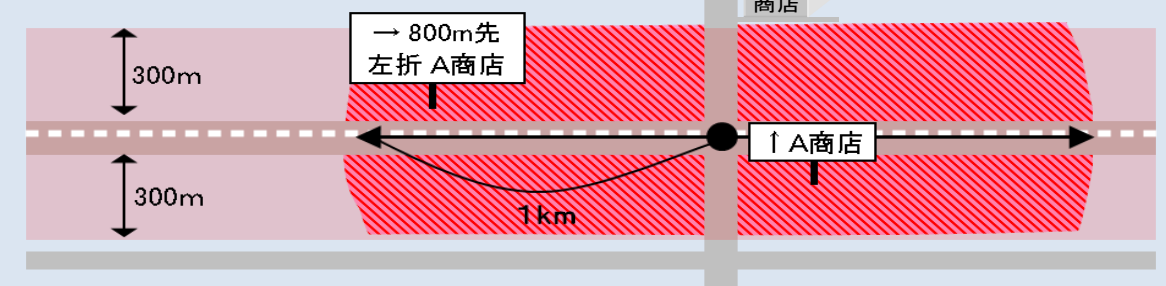
区分	禁止地域（景観の保全が必要な地域）		許可地域（その他の地域）	
具体的地域	① 風致地区内 ② 伝統的建造物群保存地区内 ③ 自然環境保全地域内 ④ 史跡、名勝、文化財の区域内 ⑤ 都市公園の区域内 ⑥ 図書館など公共施設の敷地内 ⑦ 駅前広場の区域内 ⑧ 低層、中高層住居専用地域 ⑨ 高速道路、自専道路の両側500m ⑩ 主要国道、地方道等の両側300m		商業地域、工業地域、準工業地域など禁止地域以外の県内全域	
自家用広告	屋上広告	・高さ15m (敷地内総量面積)	屋上広告	・高さ15m
	広告板	・高さ20m ・30㎡以内	広告板	・高さ20m ・面積100㎡
案内広告	広告板	・高さ10m ・面積30㎡ ・店舗等から1路線に1km以内で2個まで	広告板	・高さ10m ・面積30㎡
一般広告	× 設置禁止		屋上広告	・高さ15m
			広告板	・高さ10m ・面積30㎡

《 禁止地域における適用除外規定 》

【家屋連たん地域】






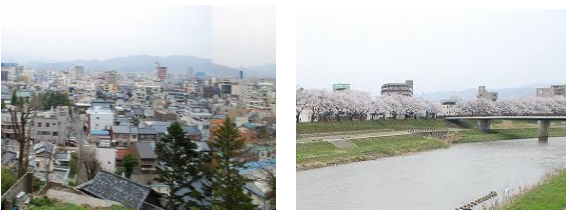
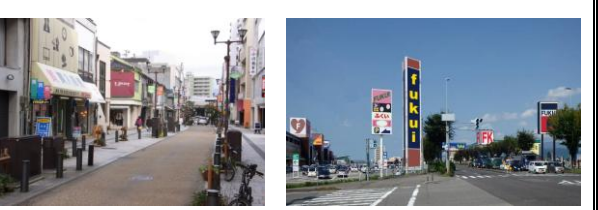
【禁止地域 案内広告物設置基準】



規制基準見直しのイメージ

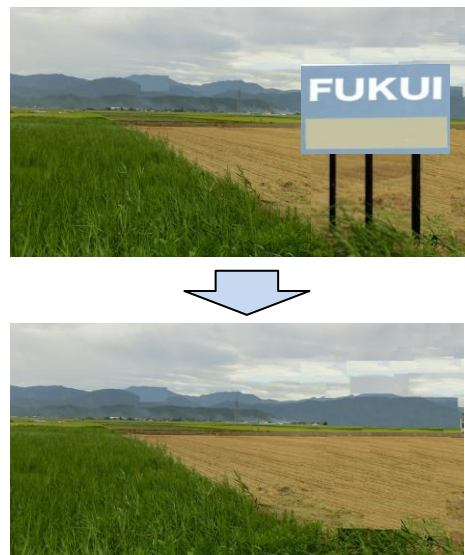
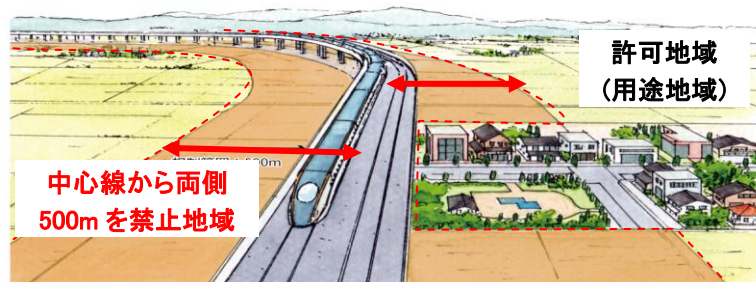
※ 赤枠は規制見直しの主なポイント

・ 景観特性を踏まえて現在の規制地域を5つに細分化し、地域区分に応じてメリハリがある屋外広告物規制を実施

禁止地域			許可地域	
第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	特定制限地域	許可地域
自然・歴史景観等を最優先に保全	観光地周辺等の魅力ある景観形成	田園や文化・教養施設等の快適な景観形成	市街地における特色ある景観形成	商業地域等における秩序ある景観形成
 <ul style="list-style-type: none"> 風致地区内（足羽山、足羽川、福井城址） 史跡、名勝、文化財の区域内（一乗谷朝倉氏遺跡、三方五湖など） 伝統的建造物群保存地区内（熊川宿、小浜西組） 自然環境保全地域内 都市公園の区域内 図書館、博物館などの敷地内 駅前広場の区域内 	 <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝、文化財の周囲300m (※ 養浩館庭園、丸岡城、吉崎御坊など 県を代表する観光地の周囲) 国定公園内の道路や観光地周辺の道路の両側300m (※ 国道305号、国道162号など) 	 <ul style="list-style-type: none"> 高速道路、新幹線の両側500m ① 観光ルート of 両側300m ③ (※ 国道158号、国道416号など) 幹線道路の両側300m (※ 国道8号、国道27号など) 都市公園、図書館などの周囲300m ④ 低層、中高層住居専用地域 	 <ul style="list-style-type: none"> 都市のシンボルとなる自然景観区域範囲 ⑤ (※ 足羽山・足羽川などの景観保全) 	 <p>禁止地域および特定制限地域以外の県内全域（商業地域、工業地域、準工業地域など）</p>
自家用 ○ (屋上×、広告板3m)	自家用 ○ (屋上2m、広告板5m)	自家用 ○ (屋上4m、広告板8m)	自家用 ○ (屋上5m、広告板8m)	自家用 ○ (屋上10m、広告板10m)
案内 × 設置禁止	案内 ○ (面積1㎡、高さ2m、2個)	案内 ○ (面積3㎡、高さ4m、2個)	案内 ○ (面積20㎡、高さ8m)	案内 ○ (面積30㎡、高さ10m)
一般 × 設置禁止	一般 × 設置禁止	一般 × 設置禁止	一般 ○ (屋上5m、広告板8m)	一般 ○ (屋上10m、広告板10m)
付加①	家屋連たん地域を廃止し、禁止地域における規制を強化			足羽山・足羽川から眺望できる屋上広告は不可
付加②	主要な信号交差点の周囲30mでは一般および案内広告物の設置を原則禁止 ⑥			

ポイント①：北陸新幹線沿線の規制を新たに導入

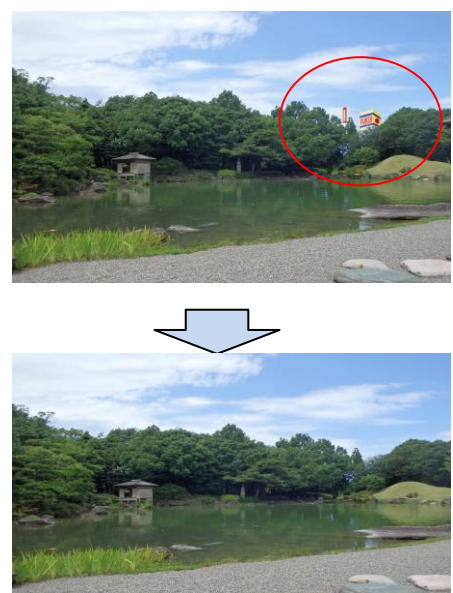
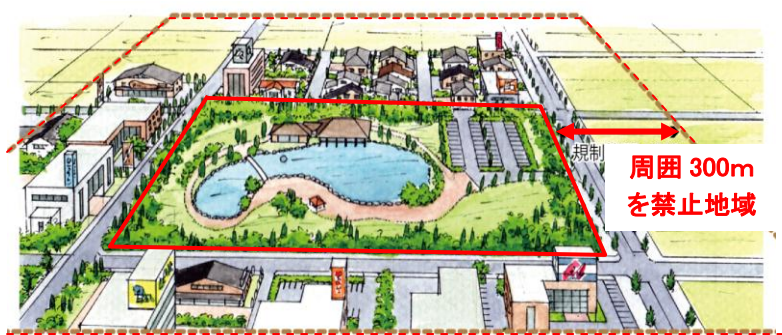
- 新幹線車窓からの良好な景観を保全するため、北陸新幹線が開通する前に沿線の屋外広告物を規制



- 【対象】**：北陸新幹線 約30km
- ・新幹線延長約74kmのうち、商業地域やトンネル区間を除く（商業地域等：約11km、トンネル区間約：約33km）

ポイント②：観光地周辺の規制を新たに導入

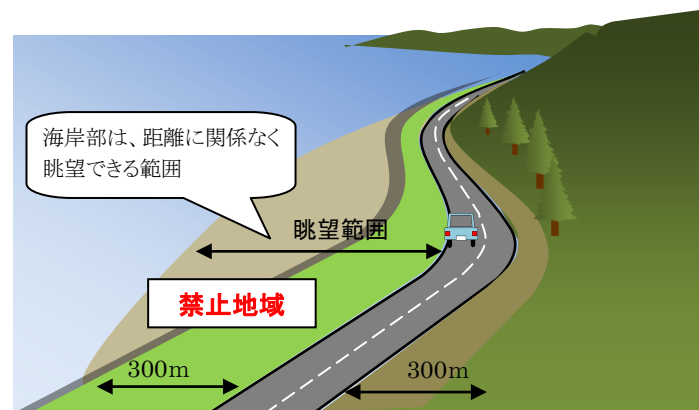
- 県を代表する自然・歴史を活かした観光地の魅力を高めるため、観光地周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】**：主要観光地周辺 25箇所
- ・眺望景観の魅力を向上〔養浩館、丸岡城など〕
 - ・周辺景観の魅力を向上〔気比の松原、白山平泉寺など〕

ポイント③：観光ルートにおける規制を新たに導入

- 観光客に良好な田園風景を提供するため、観光地周辺の道路や観光ルートにおける屋外広告物を規制



- 【対象】**：新たに禁止する道路 36区間（約390km）
- ・観光地周辺道路〔永平寺や平泉寺の周辺道路など〕
 - ・観光ルート〔国道158号や国道416号など〕の田園部

ポイント④：文化・教養施設周辺の規制を新たに導入

- 図書館や都市公園など文化・教養施設の利用者に快適な公共空間を提供するため、施設周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】**：文化・教養施設周辺 16箇所
- ・県管理の文化・教養施設 9箇所〔県立図書館、武道館など〕
 - ・大規模な都市公園 7箇所〔丹南総合公園、奥越ふれあい公園など〕

ポイント⑤：足羽山・足羽川周辺の規制を新たに導入

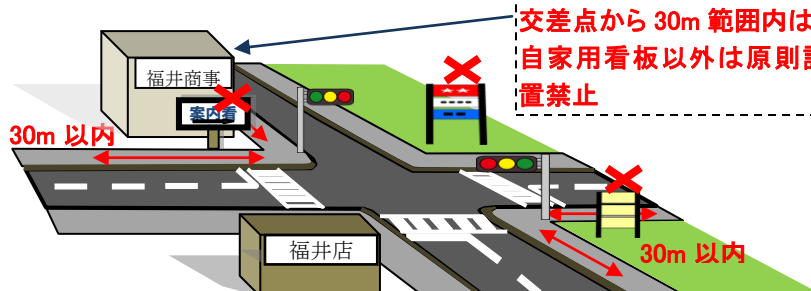
- 都市のシンボルとなる自然景観の魅力を高めるため、足羽山・足羽川周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】**：足羽山・足羽川、西山公園周辺 3箇所
- ・足羽山・足羽川から眺望できる屋上看板は設置禁止
 - ・周辺景観に配慮し、屋外広告物の高さ、面積を規制強化

ポイント⑥：信号機交差点周辺の規制を新たに導入

- 信号機の視認性低下や脇見運転による事故を防止するため、信号機がある交差点周辺の屋外広告物を規制



- 【対象】**：信号交差点 618箇所
- ・国道と国・県・市道または県道と県道が交差する信号交差点
 - ・および事故危険交差点は一般、案内広告物は設置禁止
 - ・ただし、事故危険交差点（重要交差点）以外の交差点は、500m範囲内の事業所等を案内する案内広告は設置可